

人運法第 四五 号

案 起

昭和三十三年 四月 五日

決議 昭和三十三年 四月 三日
上奏 昭和三十三年 四月 三十一日
公布 昭和三十三年 四月 二日

施行 昭和三十三年 四月 二日

内閣総理大臣

(Signature)

内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

西尾國務大臣

菅米地國務大臣

比村國務大臣

永江國務大臣

一松國務大臣

鈴木國務大臣

岡田國務大臣

野瀧國務大臣

水谷國務大臣

栗栖國務大臣

加藤國務大臣

船田國務大臣

森戸國務大臣

竹田國務大臣

富吉國務大臣

(Signature)

(鉄道官) 從七位 山田政吉

叙正七位

昭和二十年五月一日付

(鉄道官)青井梅太郎

叙從七位

昭和二十年十月三日付

(法務廳技官)浮田正俊

從七位に叙する

三月二十二日付

(逓信事務官)從七位原田善次

正七位に叙する

三月二十九日付

(運輸事務官)福井彪

從七位に叙する

三月三十一日付

(運輸事務官)從七位石田富士松

正七位に叙する

四月一日付

(運輸技官)住田要

從七位に叙する

四月二日付

從七位に叙する

(運輸事務官) 佐藤幸次
(同) 田中宏宗

四月三日付

正七位に叙する

(運輸事務官) 佐武 等

四月八日付

從七位に叙する

(運輸技官) 大脇阿曾次郎

四月十四日付

給入選位第四号

人式第七三三号

叙正七位

昭和二十年五月一日
陞叙高等官六等

鉄道官從七位 山田 政吉

右文武官叙位進階内則第二条により請議する

昭和二十三年四月七日

運輸大臣 岡田 勢



内閣総理大臣 芦田 均 殿

同人は派遣中昭和二十年五月一日ビルマ、チャイト方面で戦死

官報不登載

在任中
同日

したものであるから特に同日附で発令せられたい

運輸大臣 岡田 勢一

昭和二十三年四月十五日

右文武叙位進階内閣第二條により請議する

叙位七位 叙高等官七等 叙高等官六等 叙高等官七等 叙高等官七等

人式第七三一号

昭和二十年十月三日

叙位七位

叙高等官七等

鉄道官

青

井

梅太郎

右文武叙位進階内閣第二條により請議する

昭和二十三年四月十五日

運輸大臣

岡

田

勢

一



内閣総理大臣

芦

田

均

殿

同人は従軍中昭和二十年十月三日ジャワで戦死したものである

選 轉 省

から特に同日附で発令せられたい

大 臣 官 田

大 臣 官 田

昭和三十二年四月十五日

内閣総理大臣 官 田 均 殿

昭和三十二年四月三日

人 官 田 均 殿

法務廳人思集二四一號

昭和二十三年四月十九日

法務總裁 鈴木 義 男



内閣総理大臣 官 田 均 殿

申 請

叙位について

法務廳技官浮田正俊は任保健技手以來在官二十四年十月その間功績顯著しもいであつたか病氣にかゝり死亡したので特に生前の日に頭書位に叙せられるよう御詮議願いたい。

昭和三十二年	昭和三十二年	大正十五年五月十二日		
三月二十二日	三月二十二日	在任保健技手以來	法務廳技官	浮田正俊
叙する	叙する	在任保健技手以來		
一級に叙する	死	死亡當時二十號		

官秘乙第五一四号

昭和二十三年四月十七日

逓信大臣 富吉 榮二



内閣總理大臣 芦田 均 殿

請 議

官吏叙位について

正七位に叙す 逓信事務官 從七位 原田 善次
 右の者は在職二十六年以上に亘り職務に精勵し成績顯著であつたが病氣に罹り三月

二十九日死したのて特に同日附で頭書のとおり
 叙位されるようお取計願いたい

総入選位第三八号

人老第五六〇号

昭和二十三年四月十三日

運輸大臣 岡田 勢



内閣總理大臣 田中 均
 田中 均 閣下
 田中 均 閣下

<p>内閣總理大臣 田中 均 田中 均 閣下 田中 均 閣下</p>	<p>運輸大臣 岡田 勢</p>
--	------------------

敍位について

運輸大臣 岡田 勢

運輸事務官福井彪は在官十八年以上その間功績顯著な者であつたが病氣にかかり死亡したので特に生前の日で左記頭書の位に叙せられるよう御詮議願いたい

記

昭和三十二年 三月三十一日	昭和三十二年 三月三十一日	昭和三十二年 三月三十一日	昭和三十二年 三月三十一日
從七位に叙する	二級に陞叙する	死亡	死亡
三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日
昭和三十二年 三月三十一日	昭和三十二年 三月三十一日	昭和三十二年 三月三十一日	昭和三十二年 三月三十一日
任税關監吏	在官十八年以上	死亡當時十六号俸	運輸事務官
			福井彪

運輸大臣 岡田 勢

昭和二十三年四月十六日

人式第八二八号

給入通知第三九号

昭和三十二年四月十六日

運輸大臣 岡田 勢

内閣総理大臣 芦田 均 殿



叙位について

運輸事務官從七位石田富士松は、在官二十年以上、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日で頭書の位に叙せられるようご詮議願いたい

昭和二十三年四月一日 大正十二年十二月十六日 運輸事務官
正七位に叙する 四月一日 任 鉄道局書記
二級に陞叙する 四月一日 在官 二十四年以上 從七位石田富士松
死亡当時 二十号 俸

運輸大臣 岡田 勢

昭和二十三年四月十六日



総人選位第 四〇 号

人式第八二五号

昭和二十三年四月十六日

運輸大臣 岡田 勢



内閣総理大臣 菅 野 均

叙位について

運輸省

運輸事務官佐武等は、在官二十年以上、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日で頭書の位に叙せられるようご詮議願いたい

正七位に叙する	昭和二十三年四月八日	昭和二十三年四月八日	昭和二年六月十六日	運輸事務官
二級に陞叙する	死	死亡	任鉄道局書記	佐武
			在官二十年以上	等
			死亡当時二十号俸	

運輸大臣 岡田 勢一

昭和二十三年四月十七日

人知八三十八号

給入運位身四三

人式第八三八号

昭和二十三年四月十七日

運輸大臣 岡田 勢一



内閣総理大臣 芦田 均 殿

先般、貴大臣より御座り申上り、

先般、貴大臣より御座り申上り、

先般、貴大臣より御座り申上り、

先般、貴大臣より御座り申上り、

運輸省

運輸省

運輸技官大脇阿曾次郎は、在官十年以上、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日で頭書の位に叙せられるようご詮議願いたい

昭和二十三年四月十四日	昭和二十三年四月十四日	昭和十年十二月二十一日	運輸技官
從七位に叙する	二級に陞叙する	在官十二年以上死亡當時十九号俸	大脇阿曾次郎

大脇阿曾次郎

昭和二十三年四月十四日

大脇阿曾次郎



本籍地	現住所	出生地	年	號	月	日	事	項	應	名
富山縣上新川郡山室村高屋敷六五九			大正	七	三		東京慈惠會醫院醫學專門學校卒業			明正俊
							醫師免許証下付檢査登録番號四三二四一			
							金澤刑務所保健技手ヲ命ス			金澤刑務所
							七級俸給與			
							富山支所勤務ヲ命ス			
							月俸七拾圓給與			
							六級俸給與			
							五級俸給與			
							富山刑務支所勤務主任ヲ命ス			

大正七年三月十日

一三	三三一		給月俸四拾參圓	
	九三〇		給月俸四拾六圓	
	一一、二五	官制改正	通信書記補ニ任シ月俸四拾六圓ヲ給シ 大津郵便局在勤ヲ命セラル	
一四	三三一		給月俸四拾八圓	遞信省
	九三〇		給月俸五拾圓	
一五	九三〇		給月俸五拾參圓	
昭和 三	三、三一		給月俸五拾六圓	
	四七、五	任通信書記	給月俸五拾六圓	
			大津郵便局在勤ヲ命ス	
	九三〇		給月俸五拾九圓	
六	六三〇		給月俸六拾貳圓	
八	六三〇		給七級俸	
一〇	三三一		給月俸六拾八圓	
一一	三三一		給月俸七拾壹圓	
一五	三三一		給六級俸	
	七一三	兼勤八等授瑞寶章	給五級俸	賞勳局
一六	六三〇		給四級俸	遞信省
	一一、一	彼從七位		宮内省
	一八、一	官制改正		
一九	三三一		給三級俸	遞信省
二〇	五、一九	官制改正		遞信省
二〇	一一、三一		給二級俸	内閣
二一	四、一	官制及俸給令改正	遞信事務官(三級)トナリ俸給ハ從前通り	内閣
			給貳拾貳號俸	内閣
	七一	官制及俸給令改正	給十八號俸	遞信省
			大阪遞信局兼勤を命ずる	
二二	七一〇		大津遞信診療所事務長ヲ命ずる	大阪遞信局

遞信省

年	號	月	日	任	免	賞	罰	等	資格	在職年數	通算
昭和	四	三	一〇	兵根高等商業學校卒業							
	五	三	三一	任税関出吏					到任		
				給月俸五拾圓							
				神戸税関に勤む命す 監視部勤務に命す							
	一	六	三〇	任税関事務官補					到任		
				給七級俸							

族名 籍 兵庫縣 姫路市北新町一五八一
現住所 神戸海運事務所

明治三十八年五月十二日生

履歴書 運輸事務官

職道省

九三〇	大阪逓信局兼勤を免する 十九號俸を給する	逓信省
二三三九	二級に陞叙する	逓信省
	死亡	

年號	月日	任免賞罰等	資格	在職年數	通算
三	廿三	十九号俸と給する			
	三三一	給十四号俸			
		給十三号俸			
	三	給二十号俸 相生官室物品保管主任七条寸			
	三	給二十号俸 相生官室物品保管主任七条寸			
		給二十号俸 相生官室物品保管主任七条寸			

畿道省

二	四	官室任甲級給令施行より運			
三	六	官制改正 神戸海運監理部花勤			
	九三〇	給三級俸			
一	九一〇	相生官室勤務七条寸			
		神戸海運局在勤			
	一八二	官制改正 海運局事務官補	判任		
	一八三	給四級俸			
	一六九	給五級俸			
	一四二	給六級俸			
	一三六	税関長官房勤務七条寸			
	一七	官制改正 總務部勤務 神戸税関在勤 總務課勤務七条寸			

履歴書

年 月 日生

畿道省

年	號	月	日	任	免	賞	罰	等	資	格	在	職	年	數	通	算
大正	十二	三	二	天任鐵道局書記					判任員							
				給月俸六十四円												
				札幌鐵道局勤務ヲ命ス												
				上磯駅助役ヲ命ス												
				樽浦駅長ヲ命ス												
				給六級俸												
昭和	二	九	一													
四	六	六	六													

運輸事務官從在 石田 富士 松
 明治二十七年一月二十七日生

現住所 札幌鐵道局
 族籍 北海道紋別郡紋別町大字津登村字元紋別鐵道官舎

二〇三三
 二〇三三
 二〇三三
 死
 七
 二級俸
 十子俸ニ給ス

金
 通
 千

運輸通言

又一 一四 叙勳八等授瑞寶章

十一 一 官制改正 鐵道官補

六五 一四 藻琴 駁長ヲ命ス

十一 一 官制改正 運輸通信省トナル

一九 一五 叙從七位

二〇 一九 官制改正 運輸省トナル

二二 三 給一級俸

四 一 勅令第九十二号及第九十三号ニ依リ
運輸事務官ニ級一四五月トナル

六 三〇 給十七號俸

七 一 給十九號俸

十一 三 給二十號俸

十二 廿一 貨物管理部統務課勤務ヲ命

十三 廿二 級ハ進級スル

死亡

二十四年三月

二十四年三月

合計 二十四年三月

年	月	日	職名	現任所	備考
二十二年	三月	廿二	級ハ進級スル		
二十二年	三月	廿一	貨物管理部統務課勤務ヲ命		
二十二年	三月	十一	給二十號俸		
二十二年	三月	七	給十九號俸		
二十二年	三月	六	給十七號俸		
二十二年	三月	四	勅令第九十二号及第九十三号ニ依リ 運輸事務官ニ級一四五月トナル		
二十二年	三月	三	給一級俸		
二十二年	三月	二	給一級俸		
二十二年	三月	一	給一級俸		
二十二年	三月	廿一	給一級俸		
二十二年	三月	廿二	給一級俸		

五六 一六 給五級俸

七九 一七 分課規程改正

〃 〃 稚内管理部施設課勤務令

一八 一八 官制改正 鐵道官補

一六 一六 給四級俸

一七 一七 室蘭管理部施設課勤務令

一八 一八 官制改正 運輸通信省

一九 一八 給三級俸

二〇 一八 官制改正 運輸省

八一 一八 北見管理部施設課係修係

勤務令

二二 一八 勅令第九百九十二号及第九百九十三号
依り運輸技術官三級二十四号俸十九

二二 一八 給十五號俸

二二 一八 北見管理部施設課軌道

係勤務令

九 三〇 給十六號俸

一二級に陞級する

五七

整理 去 任 鐵道局書記

給月俸六十七圓

門司鐵道局勤務令

飯塚駅貨物係令

戸畑駅貨物係令

給月俸七十五圓

合計 十二年三月

十二年三月

十三 廿六給月俸七十三圓

十四 廿六給六級俸

十五 門司運輸事務所營業係勤務
廿四

十六 給五級俸
廿六

鳥栖運輸事務所勤務ヲ命ス
廿九

長崎駐在ヲ命ス
廿一

長崎運輸事務所營業係
廿一

勤務ヲ命ス
廿一

勤務ヲ命ス
廿一

長崎管理課勤務
廿一

官制改正 鐵道官補
廿一

給四級俸
廿六

長崎管理課業務
廿一

係勤務ヲ命ス
廿一

給三級俸
廿一

長崎管理課庶務係勤務ヲ命ス
廿一

官制改正 運輸官
廿一

勅令第一九三號及第一九三號之依リ
運輸事務官ニ級二十四号俸ヲ命ス
廿一

給三級
廿一

給三十三号俸
廿一

給二十二號俸
廿一

給十三號俸
廿一

給十三號俸ヲ命ス
廿一

長崎管理課業務課鐵道
廿一

九六 六 給六級俸

七六 六 給五級俸

七九 十三 監督局勤務ヲ命ス

〃 〃 調整課勤務ヲ命ス

七六 六 給四級俸

五五 一 五 調整第課勤務ヲ命ス

七六 六 給三級俸

七六 一 官制改正 鐵道官補

八六 一 官制改正 運輸通信省トナル

〃 〃 自動車局總務課勤務ヲ命ス

五六 〇 給二級俸

陸運監理局自動車部總務課勤務

三三 給一級俸

四一 運輸事務官三級一四五月トナル

六〇 給十八號俸

七〇 給十八號俸

三三 三〇 十九號俸ヲ給スル

〃 〃 二十號俸ヲ給スル

〃 〃 二級ハ在録スル

〃 〃 五七

十八年九月

十八年九月

合計

十八年九月

運輸通信省

一七	七	一	官判改心	鐵道官補	新任			
一六	五	三	吉永 野長ヲ命ス					
一五	六	一	官判改心	運輸通信省トシ				
一四	八	三	給一級俸		在官			
一三	八	一	敘勅八等授瑞宝章		三十年九月			三十年九月
一二	五	二	官判改心	運輸省トシ				
一一	二	一	林野 野長ヲ命ス					
一〇	四	一	勅令第一九二号一五三号ニ依リ 運輸事務官三級一五ヨトシ					
九	六	三	給十八号俸					
八	七	一	給十八号俸					
七	七	一	給十九号俸					
六	九	三	給十九号俸ト命ス					

運輸技官

大脇阿曾次郎

明治三十五年 二月 八日生

昭和	一〇	五	二	任鐵道局技手	判任官			
年	號	月	日	任 免 賞 罰 等	資 格	在 職 年 數	通 算	
				給月俸六十六円				
				名古屋鐵道局勤務ヲ命ス				
				名古屋通信區助役ヲ命ス				
	一四	六	一	給六級俸				
	一六	六	一	給五級俸				

岐阜縣加茂郡上米田村大字比又見
十一番

名古屋鐵道局

運輸省

一七 兼 一八 名古屋通信区助役ヲ命ズ

一七 兼 一八 官制改正鐵道官補 鐵道官補

一六 六 給四級俸

一五 一 官制改正運輸通信省トナル

一四 三 給三級俸

一三 一 官制改正運輸省トナル

一二 三 給二級俸

一一 一 勅令第一九二号及第一九三号ニ依リ運輸技官三級百二十五員トナル

一〇 一 美濃太田通信区長ヲ命ズ

〇九 三 給二十號俸

〇八 一 給十五號俸

〇七 一 給十七號俸ヲ給スル

〇六 一 給十八號俸ヲ給スル

〇五 一 給十九號俸ヲ給スル

死亡

二級官

合計 十二年三月

発信先 富山刑務所

通信の種類 普通電報

其の内容 先日上申せし法務廳技官

淳田正俊の二級陞叙並に叙位の件

至急発令せられたい

右に對する返信

昭和二十三年四月一日

受信先 富山刑務所

通信の種類 至急電報

其の内容 法務廳技官淳田正俊二級陞叙

並に叙位につき上申書未着に

つき至急詳細に上申せられたい

第二回受信

昭和二十三年四月十三日

発信先 富山刑務所

通信の種類 至急電報

死亡に因り陞叙並に叙位の取計を
を請ふ

右に對する返信

昭和二十三年四月一三日

発信先 富山刑務所

通信の種類 至急電報

其の内容 淳田正俊の正確な死亡月日

至急回答せられたい

第三回受信

昭和二十三年四月一五日

発信先 富山刑務所

通信の種類 至急電報

其の内容 誤文多く死亡月日時全く解讀

不可能にて不明

右に對する返信

昭和二十三年四月一五日

発信先 富山刑務所

通信の種類 至急電報

其の内容

四月一五日附電報受信せるも

淳田正俊の死亡日時誤文多く

解讀不可能にして至急正確

なる書類持参の上係員出頭

せられたい

第四回受信

昭和三十三年四月一七日

発信先

富山刑務所

通信の種類

至急電報

其の内容

四月一八九日頃書類持参

係員上京せしむるより御了承

ありたい

右の結果

四月十九日富山刑務所より係員上京による右淳田正俊が

昭和三十三年三月二十二日死亡の事実を確認せり

昭和三十三年三月二十二日富山刑務所より上申せる郵便物は

依然として未着にて郵便局の手による調査したが不明であつて

途中紛失せるものと内心料せられた

尚ほ上申先富山刑務所に対し今後該書類を

普通郵便便箋にて発送せざる様に注意を促した



鐵道官山田政吉叙位取消の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十三年四月二十一日

内閣総理大臣 芦田 均

